

長野市水防計画

新旧対照表

令和5年2月

長野市水防計画 新旧対照表

令和5年2月
水防計画

No.	新	旧	備考欄
水-1	第1章 総則	第1章 総則	水防-2 その他
	第2節 用語の定義	第2節 用語の定義	
	(略) 12 重要水防区域 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する区域をいう。 13 洪水浸水想定区域 <u>洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。(法第14条)</u>	(略) 12 重要水防区域 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する区域をいう。	
水-2	第2章 水防組織	第2章 水防組織	水防-5 その他
	第2節 非常配備	第2節 非常配備	
	第2 動員の方法 2 消防団(水防団)の動員 (1) 待機 「待機」とは、 消防団(水防団) の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、団員は、直ちに次の段階に入りうるような状態におくことをいう。 待機の指令は、水防に関係ある警報・注意報等が発表される等、必要と認めたときに発する。 (2) 準備 「準備」とは、 消防団(水防団) の分団長が、所定の詰所等に集合し、資材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させることをいう。 準備の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ、出動の必要が予測されたときに発する。 (3) 出動 「出動」とは、 消防団(水防団) の全員が所定の詰所等に集合し、警戒配備につくことをいう。 出動指令は、河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認めたときに発する。	第2 動員の方法 2 水防団(消防団)の動員 (1) 待機 「待機」とは、 水防団(消防団) の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、団員は、直ちに次の段階に入りうるような状態におくことをいう。 待機の指令は、水防に関係ある警報・注意報等が発表される等、必要と認めたときに発する。 (2) 準備 「準備」とは、 水防団(消防団) の分団長が、所定の詰所等に集合し、資材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させることをいう。 準備の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ、出動の必要が予測されたときに発する。 (3) 出動 「出動」とは、 水防団(消防団) の全員が所定の詰所等に集合し、警戒配備につくことをいう。 出動指令は、河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認めたときに発する。	
水-3	第3節 水防本部	第3節 水防本部	水防-7 その他
	第2 本部の組織	第2 本部の組織	

長野市水防計画 新旧対照表

令和5年2月
水防計画

No.	新	旧	備考欄																
	<p>長野市水防本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部: 本部班、総務班、職員班、情報システム班、行政DX推進班、職員研修所班、公共施設マネジメント推進班、管財班、選挙管理委員会事務局班、監査委員事務局班 企画政策部: 秘書班、企画班、広報広聴班、交通政策班 財政部: 財政班、契切班、市民税班、資産税班、収納班 地域・市民生活部: 地域活動支援班、支所班、市民窓口班、人権・男女共同参画班 保健福祉部: 福祉政策班、生活支援班、高齢者活躍支援班、地域包括ケア推進班、介護保険班、障害福祉班、医療連携推進班、国民健康保険班 長野市保健所: 総務班、健康班、食品生活衛生班、環境衛生試験所班 こども未来部: こども政策班、子育て家庭福祉班、保育・幼稚園班 環境部: 環境保全温暖化対策班、廃棄物対策班、生活環境班 商工観光部: 商工労働班、観光振興班 新産業創造推進部 文化スポーツ振興部: 文化芸術班、スポーツ班 農林部: 農業政策班、農地整備班、森林いのしか対策班、農業委員会事務局班 建設部: 監理班、道路班、河川班、維持班、住宅班、建築班、建築指導班 都市整備部: 都市計画班、公園緑地班、まちづくり班、市街地整備班 会計部: 会計班、検査班 議会部: 総務議事調査班 教育部: 総務班、家庭・地域学びの班、文化財班 学校教育部: 学校教育班、保健給食班 上下水道部: 総務班、営業班、水道整備班、水道維持班、浄水班、下水道整備班、下水道施設班 消防部: 総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班 現地災害対策本部 <p>【本部長】市長</p> <p>【副本部長】 ・危機管理防災監 ・副市長</p> <p>【本部課長付】 ・教育長 ・上下水道事業管理者</p> <p>【本部員】 ・各部長 ・長野市保健所長 ・会計部長 ・教育次長(2) ・議会事務局長 ・上下水道局長 ・消防局長</p> <p>【部長が指定する者】 ・本部連絡員 ・国、県、自衛隊、警察、ライフライン関係者等の職員 ・学識経験者 ・消防団員 ・専門チーム長 等</p> <p>【専門チーム】 ・避難所開設チーム ・避難所運営チーム ・物的支援チーム ・人的支援チーム 等</p> <p>※専門チームの種類、構成及び設置は、本部長が指示する。</p>	<p>長野市水防本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部: 本部班、総務班、職員班、情報システム班、行政DX推進班、職員研修所班、公共施設マネジメント推進班、管財班、選挙管理委員会事務局班、監査委員事務局班 企画政策部: 秘書班、企画班、広報広聴班、交通政策班 財政部: 財政班、契切班、市民税班、資産税班、収納班 地域・市民生活部: 地域活動支援班、支所班、市民窓口班、人権・男女共同参画班 保健福祉部: 福祉政策班、生活支援班、高齢者活躍支援班、地域包括ケア推進班、介護保険班、障害福祉班、医療連携推進班、国民健康保険班 長野市保健所: 総務班、健康班、食品生活衛生班、環境衛生試験所班 こども未来部: こども政策班、子育て家庭福祉班、保育・幼稚園班 環境部: 環境保全温暖化対策班、廃棄物対策班、生活環境班 商工観光部: 商工労働班、観光振興班 新産業創造推進部 文化スポーツ振興部: 文化芸術班、スポーツ班 農林部: 農業政策班、農地整備班、森林いのしか対策班、農業委員会事務局班 建設部: 監理班、道路班、河川班、維持班、住宅班、建築班、建築指導班 都市整備部: 都市計画班、公園緑地班、まちづくり班、市街地整備班 会計部: 会計班、検査班 議会部: 総務議事調査班 教育部: 総務班、家庭・地域学びの班、文化財班 学校教育部: 学校教育班、保健給食班 上下水道部: 総務班、営業班、水道整備班、水道維持班、浄水班、下水道整備班、下水道施設班 消防部: 総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班 現地災害対策本部 <p>【本部長】市長</p> <p>【副本部長】 ・危機管理防災監 ・副市長</p> <p>【本部課長付】 ・教育長 ・上下水道事業管理者</p> <p>【本部員】 ・各部長 ・長野市保健所長 ・会計部長 ・教育次長(2) ・議会事務局長 ・上下水道局長 ・消防局長</p> <p>【部長が指定する者】 ・本部連絡員 ・国、県、自衛隊、警察、ライフライン関係者等の職員 ・学識経験者 ・消防団員 ・消防団員 △△</p>																	
水-4	<p>第3 本部長会議</p> <p>〈本部長会議〉</p> <table border="1"> <tr> <td>本部長会議の開催時期</td> <td>○本部長設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合</td> </tr> <tr> <td>本部長会議の構成員</td> <td>○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部員 ○本部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>○総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>報告事項</td> <td>○各部の配備態勢 ○緊急措置事項</td> </tr> </table>	本部長会議の開催時期	○本部長設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合	本部長会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部員 ○本部長が指名する者	事務局	○総務部本部班	報告事項	○各部の配備態勢 ○緊急措置事項	<p>第3 本部長会議</p> <p>〈本部長会議〉</p> <table border="1"> <tr> <td>本部長会議の開催時期</td> <td>○本部長設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合</td> </tr> <tr> <td>本部長会議の構成員</td> <td>○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部員 ○本部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>○総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>報告事項</td> <td>○各部の配備態勢 ○緊急措置事項</td> </tr> </table>	本部長会議の開催時期	○本部長設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合	本部長会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部員 ○本部長が指名する者	事務局	○総務部本部班	報告事項	○各部の配備態勢 ○緊急措置事項	<p>水防-8 令和元年東日本台風災害 検証報告書の課題等</p>
本部長会議の開催時期	○本部長設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合																		
本部長会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部員 ○本部長が指名する者																		
事務局	○総務部本部班																		
報告事項	○各部の配備態勢 ○緊急措置事項																		
本部長会議の開催時期	○本部長設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合																		
本部長会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部員 ○本部長が指名する者																		
事務局	○総務部本部班																		
報告事項	○各部の配備態勢 ○緊急措置事項																		

長野市水防計画 新旧対照表

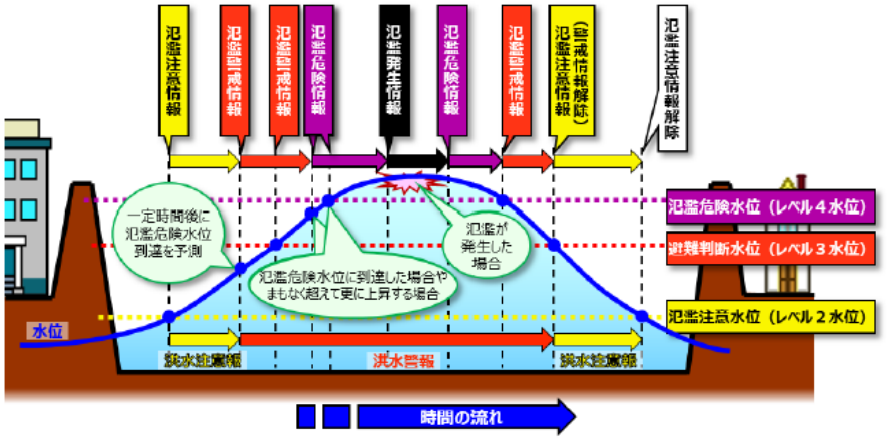
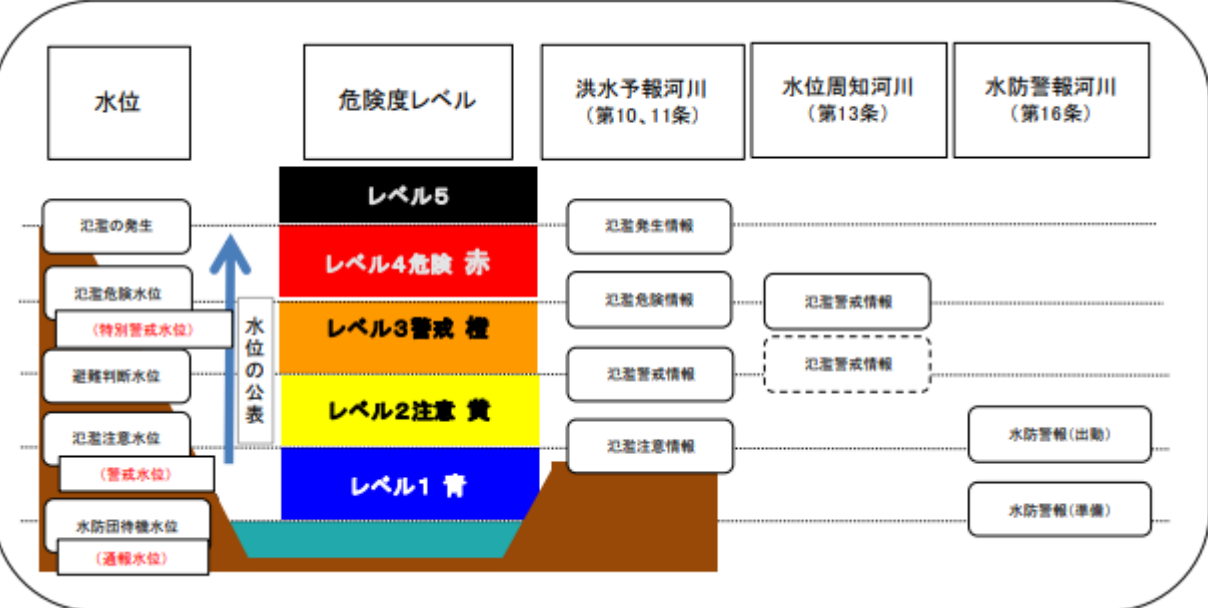
令和5年2月
水防計画

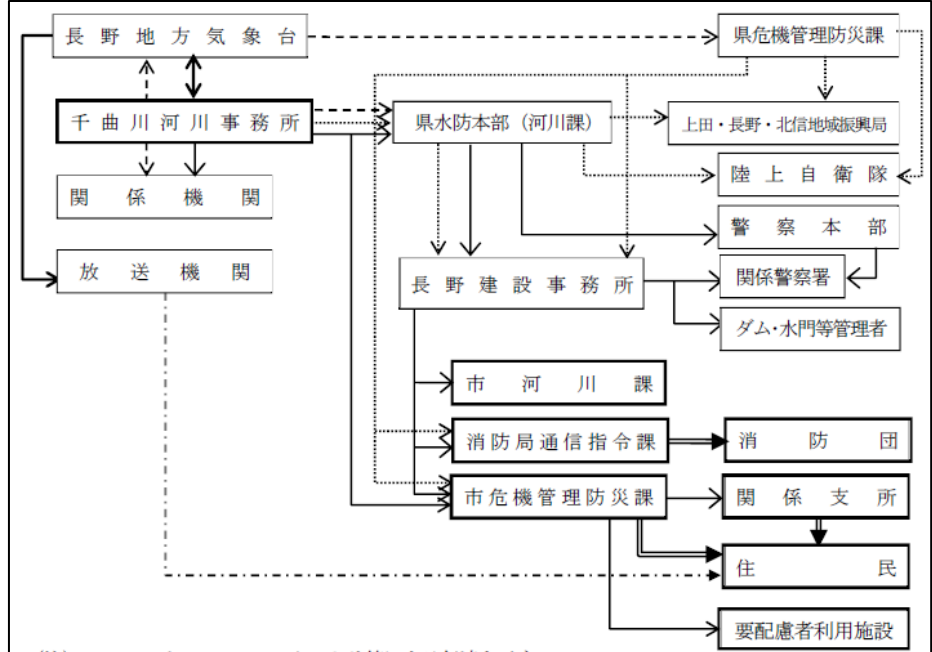
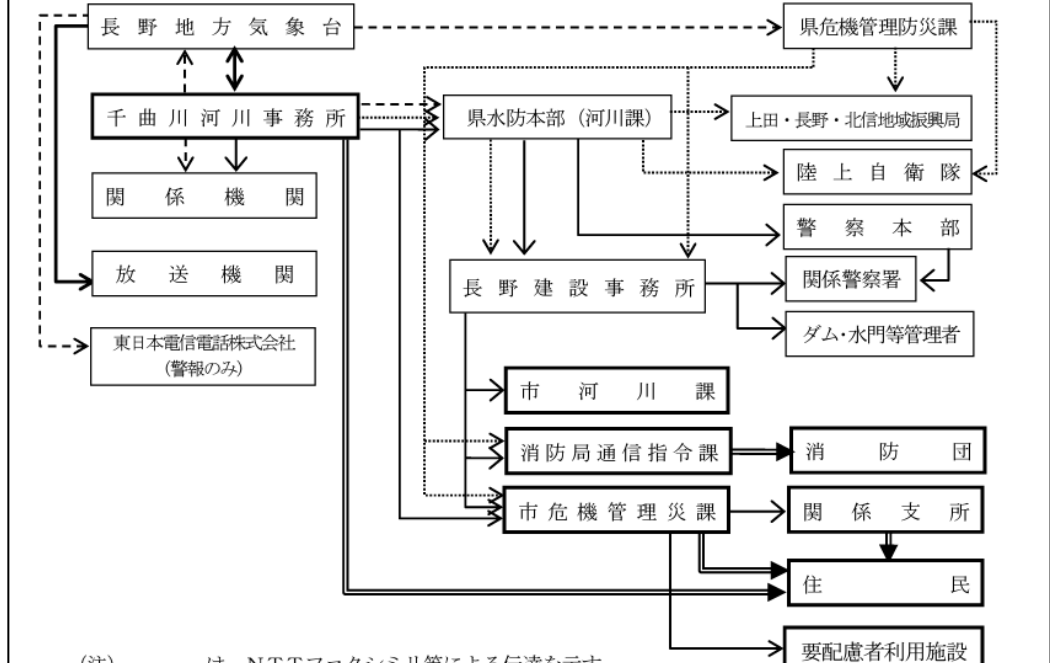
No.	新	旧	備考欄
	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害状況に関する事 ○応急対策に関する事 ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の指示、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 ○<u>庁内体制及び庁内応援に関する事</u> ○その他災害対策の重要事項に関する事 	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害状況に関する事 ○応急対策に関する事 ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の指示、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事 	
水-5	<p>第4 本部の業務分掌</p> <p>各部の所掌業務は、長野市地域防災計画の「震災対策編」第3章 第2節「非常参集職員の活動」第3「災害対策本部の運営」 3 業務分掌、<u>4 専門チームの編成</u>の定めによる。</p> <p>ただし、被害状況に応じて臨機応変に応急対策を実施するため、本部長又は部長の指示により、業務分掌は変更される場合がある。</p>	<p>第4 本部の業務分掌</p> <p>各部の所掌業務は、長野市地域防災計画の「震災対策編」第3章 第2節「非常参集職員の活動」第3「災害対策本部の運営」 3 業務分掌の定めによる。</p> <p>ただし、被害状況に応じて臨機応変に応急対策を実施するため、本部長又は部長の指示により、業務分掌は変更される場合がある。</p>	水防-8 その他

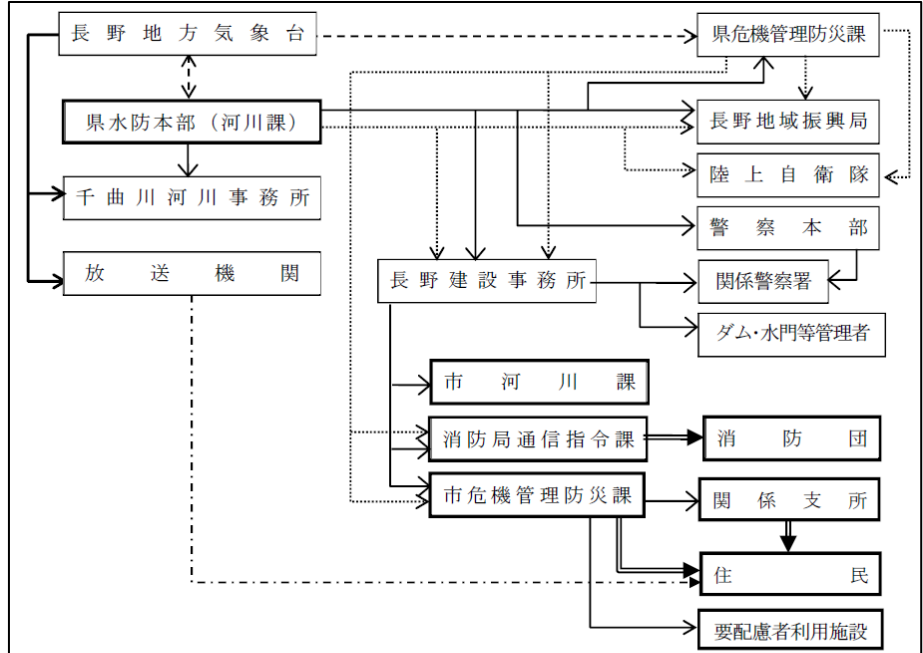
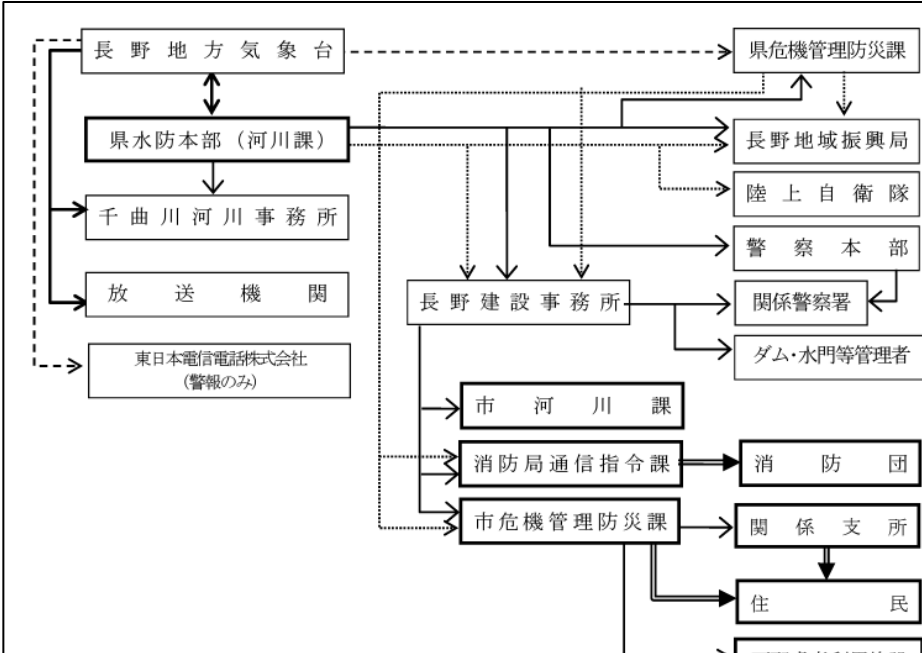
No.	新	旧	備考欄
水-6	<p>第5節 水防関係機関の連絡系統</p> <p>水防関係機関相互の連絡系統は、次図のとおりとする。</p>	<p>第5節 水防関係機関の連絡系統</p> <p>水防関係機関相互の連絡系統は、次図のとおりとする。</p>	水防-9 その他
水-7	<p>第3章 水防訓練・水防施設等</p> <p>第3節 ダム及び水門等</p> <p>水防上重要なダム及び水門等は、資料編のとおりである。 ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正操作をはかり、水害の軽減、防止に努める。 また、気象警報・注意報及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行い、特に放流の影響がきわめて大きいダム等の操作にあたっては、長野建設事務所、下流地域の水防管理者、<u>交通機関</u>等に迅速に連絡を行う。</p>	<p>第3章 水防訓練・水防施設等</p> <p>第3節 ダム及び水門等</p> <p>水防上重要なダム及び水門等は、資料編のとおりである。 ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正操作をはかり、水害の軽減、防止に努める。 また、気象警報・注意報及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行い、特に放流の影響がきわめて大きいダム等の操作にあたっては、長野建設事務所、下流地域の水防管理者、<u>JR</u>等に迅速に連絡を行う。</p>	水防-10 その他

No.	新	旧	備考欄																				
水-8	<p style="text-align: center;">第4章 警報・注意報等</p> <p>第1節 警報・注意報等</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」を、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。</p> <p>なお、本市が属する予報区は、長野県北部（一次細分区域）、長野地域（市町村等をまとめた地域）、長野市（二次細分区域）である。</p> <p>また、長野県においては、高潮、波浪に係る特別警報、警報、注意報は発表されない。</p> <p>1 特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</p> <p>2 警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</p> <p>3 注意報 大雨、洪水、大雪、強風、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</p> <p style="text-align: center;">〈特別警報・警報・注意報の種類〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td><u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注意報</td> <td>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> <tr> <td><u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	<p style="text-align: center;">第4章 警報・注意報等</p> <p>第1節 警報・注意報等</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害がおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。</p> <p>なお、本市が属する予報区は、長野県北部（一次細分区域）、長野地域（市町村等をまとめた地域）、長野市（二次細分区域）である。</p> <p>また、長野県においては、高潮、波浪に係る特別警報、警報、注意報は発表されない。</p> <p>1 特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</p> <p>2 警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</p> <p>3 注意報 大雨、洪水、大雪、強風、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</p> <p style="text-align: center;">〈特別警報・警報・注意報の種類〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td><u>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td><u>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。</u></p> <p>※ <u>地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。</u></p>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	警報	大雨による 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	<u>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u>	注意報	大雨による 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<u>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>	水防-12 その他
特別警報・警報・注意報の種類	概要																						
特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>																						
警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																						
	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																						
注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																						
	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																						
特別警報・警報・注意報の種類	概要																						
特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																						
警報	大雨による 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																						
	<u>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u>																						
注意報	大雨による 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																						
	<u>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</u>																						
			水防-12 その他																				
			水防-12 その他																				
			水防-12 その他																				

No.	新	旧	備考欄																							
	(削除)																									
水-9	<p>第2 気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）</p> <p>〈気象警報・注意報、気象情報の伝達系統図〉</p> <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ——— は、長野地方気象台から気象庁の気象情報伝送処理システム等を経由しての伝達を示す。 - - - は、オンラインによる伝達を示す。 ——— は、総合防災情報システムからの電子メール等による伝達を示す。</p>	<p>第2 気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）</p> <p>〈気象警報・注意報、気象情報の伝達系統図〉</p> <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。 - - - は、オンラインによる伝達を示す。 ——— は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。</p>	水防-14 その他																							
水-10	<p>第2節 洪水予報</p> <p>(略)</p> <p>〈指定河川洪水予報〉</p> <table border="1" data-bbox="252 1375 1380 1942"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u>に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)</td> <td><u>一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u>に発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u> に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	<u>一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u> に発表される。	<p>第2節 洪水予報</p> <p>(略)</p> <p>〈指定河川洪水予報〉</p> <table border="1" data-bbox="1439 1375 2567 1942"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報 (レベル5)</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (レベル4)</td> <td>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (レベル3)</td> <td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報 (レベル2)</td> <td>氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。<u>氾濫の発生に対する注意を求める段階である。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報 (レベル5)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	氾濫危険情報 (レベル4)	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。	氾濫警戒情報 (レベル3)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。	洪水注意報	氾濫注意情報 (レベル2)	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>氾濫の発生に対する注意を求める段階である。</u>	水防-15 その他
種類	標題	概要																								
洪水警報	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>																								
	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u> に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																								
	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	<u>一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u> に発表される。																								
種類	標題	概要																								
洪水警報	氾濫発生情報 (レベル5)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。																								
	氾濫危険情報 (レベル4)	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。																								
	氾濫警戒情報 (レベル3)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。																								
洪水注意報	氾濫注意情報 (レベル2)	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>氾濫の発生に対する注意を求める段階である。</u>																								

No.	新	旧	備考欄																																													
	<p>洪水注意報</p> <p>氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>																																															
	<p>〈指定河川洪水予報と警戒レベルとの関係〉</p> <table border="1" data-bbox="400 598 1231 829"> <thead> <tr> <th>洪水予報の種類(種類)</th> <th>発表基準</th> <th>市町村・住民に求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川氾濫発生情報(洪水警報)</td> <td>氾濫の発生(氾濫水の予測)</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫危険情報(洪水警報)</td> <td>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫警戒情報(洪水警報)</td> <td>一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫注意情報(洪水注意報)</td> <td>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】</td> </tr> </tbody> </table> 	洪水予報の種類(種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階	〇〇川氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫の発生(氾濫水の予測)	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】	〇〇川氾濫危険情報(洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】	〇〇川氾濫警戒情報(洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】	〇〇川氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】	<p>〈水位情報及び危険レベルのカラー表示〉</p> 	<p>水防-16 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>																														
洪水予報の種類(種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階																																														
〇〇川氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫の発生(氾濫水の予測)	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】																																														
〇〇川氾濫危険情報(洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】																																														
〇〇川氾濫警戒情報(洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】																																														
〇〇川氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】																																														
<p>1 国土交通大臣が洪水予報を行う河川</p> <p>国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="237 1365 1394 1669"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>水位又は流量の予報に関する基準点</th> <th>担当官署名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">信濃川水系</td> <td rowspan="4">千曲川</td> <td>左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)</td> <td rowspan="4">生田 杭瀬下立ヶ花</td> <td rowspan="4">北陸地方整備局千曲川河川事務所</td> </tr> <tr> <td>右岸 上田市大字大屋字南遠川原</td> <td>から</td> </tr> <tr> <td>左岸 飯山市大字一山字十二平</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td>右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犀川</td> <td rowspan="2">犀川</td> <td>左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)</td> <td rowspan="2">小市</td> <td rowspan="2">長野地方気象台</td> </tr> <tr> <td>右岸 長野市篠ノ井大字小松原字高松 幹川合流点</td> <td>から まで</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準点	担当官署名	信濃川水系	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)	生田 杭瀬下立ヶ花	北陸地方整備局千曲川河川事務所	右岸 上田市大字大屋字南遠川原	から	左岸 飯山市大字一山字十二平	まで	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見	まで	犀川	犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)	小市	長野地方気象台	右岸 長野市篠ノ井大字小松原字高松 幹川合流点	から まで	<p>1 国土交通大臣が洪水予報を行う河川</p> <p>国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1424 1365 2582 1669"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>水位又は流量の予報に関する基準点</th> <th>担当官署名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">信濃川水系</td> <td rowspan="4">千曲川</td> <td>左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)</td> <td rowspan="4">生田 杭瀬下立ヶ花</td> <td rowspan="4">北陸地方整備局千曲川河川事務所</td> </tr> <tr> <td>右岸 上田市大字大屋字南遠川原</td> <td>から</td> </tr> <tr> <td>左岸 飯山市大字一山字十二平</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td>右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犀川</td> <td rowspan="2">犀川</td> <td>左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)</td> <td rowspan="2">小市</td> <td rowspan="2">長野地方気象台</td> </tr> <tr> <td>右岸 長野市篠ノ井小松原字高松 千曲川合流点</td> <td>から まで</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準点	担当官署名	信濃川水系	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)	生田 杭瀬下立ヶ花	北陸地方整備局千曲川河川事務所	右岸 上田市大字大屋字南遠川原	から	左岸 飯山市大字一山字十二平	まで	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見	まで	犀川	犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)	小市	長野地方気象台	右岸 長野市篠ノ井小松原字高松 千曲川合流点	から まで	<p>水防-17 その他</p>
水系名	河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準点	担当官署名																																												
信濃川水系	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)	生田 杭瀬下立ヶ花	北陸地方整備局千曲川河川事務所																																												
		右岸 上田市大字大屋字南遠川原			から																																											
		左岸 飯山市大字一山字十二平			まで																																											
		右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見			まで																																											
犀川	犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)	小市	長野地方気象台																																												
		右岸 長野市篠ノ井大字小松原字高松 幹川合流点			から まで																																											
水系名	河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準点	担当官署名																																												
信濃川水系	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)	生田 杭瀬下立ヶ花	北陸地方整備局千曲川河川事務所																																												
		右岸 上田市大字大屋字南遠川原			から																																											
		左岸 飯山市大字一山字十二平			まで																																											
		右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見			まで																																											
犀川	犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)	小市	長野地方気象台																																												
		右岸 長野市篠ノ井小松原字高松 千曲川合流点			から まで																																											

No.	新	旧	備考欄																																	
	<p style="text-align: center;">〈洪水予報の伝達系統図〉</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ——— は、長野地方気象台から気象庁の気象情報伝送処理システム等を経由しての伝達を示す。 - - - - は、オンライン又は電子メールによる伝達を示す。 ——— は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。 は、その他により伝達を示す。</p>	<p style="text-align: center;">〈洪水予報の伝達系統図〉</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。 - - - - は、オンライン又は電子メールによる伝達を示す。 ——— は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。</p>	<p>水防-18 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>																																	
<p>2 県知事が洪水予報を行う河川 長野市域において、県知事（建設部河川課）と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、裾花川であり、次の区域を対象としている。</p> <p style="text-align: center;">〈県知事が洪水予報を行う河川〉</p> <table border="1" data-bbox="281 1281 1350 1459"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信濃川水系</td> <td>裾花川</td> <td>左岸 長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 右岸 長野市大字平柴（善光寺用水取水口）から 左岸 長野市青木島町青木島字狐島 右岸 長野市差出南三丁目（犀川合流点）まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、洪水予報の対象となる水位観測所は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">〈水位観測所〉</p> <table border="1" data-bbox="281 1564 1350 1680"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>位置</th> <th>水防団待機水位(m)</th> <th>氾濫注意水位(m)</th> <th>避難判断水位(m)</th> <th>氾濫危険水位(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡田</td> <td>長野市大字中御所岡田 105</td> <td>0.50</td> <td>1.10</td> <td>2.00</td> <td>2.60</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	信濃川水系	裾花川	左岸 長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 右岸 長野市大字平柴（善光寺用水取水口）から 左岸 長野市青木島町青木島字狐島 右岸 長野市差出南三丁目（犀川合流点）まで	観測所名	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	岡田	長野市大字中御所岡田 105	0.50	1.10	2.00	2.60	<p>2 県知事が洪水予報を行う河川 県知事と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、裾花川であり、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">〈県知事が洪水予報を行う河川〉</p> <table border="1" data-bbox="1498 1270 2552 1648"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信濃川水系</td> <td>裾花川</td> <td>左岸 長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 右岸 長野市大字平柴（善光寺用水取水口）から 左岸 長野市青木島町青木島字狐島 右岸 長野市差出南三丁目（犀川合流点）まで</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1498 1554 2552 1648"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>水防団待機水位(m)</th> <th>氾濫注意水位(m)</th> <th>避難判断水位(m)</th> <th>氾濫危険水位(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市大字中御所岡田 105</td> <td>0.50</td> <td>1.10</td> <td>2.00</td> <td>2.60</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	信濃川水系	裾花川	左岸 長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 右岸 長野市大字平柴（善光寺用水取水口）から 左岸 長野市青木島町青木島字狐島 右岸 長野市差出南三丁目（犀川合流点）まで	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	長野市大字中御所岡田 105	0.50	1.10	2.00	2.60	<p>水防-18 その他</p>
水系名	河川名	区域																																		
信濃川水系	裾花川	左岸 長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 右岸 長野市大字平柴（善光寺用水取水口）から 左岸 長野市青木島町青木島字狐島 右岸 長野市差出南三丁目（犀川合流点）まで																																		
観測所名	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)																															
岡田	長野市大字中御所岡田 105	0.50	1.10	2.00	2.60																															
水系名	河川名	区域																																		
信濃川水系	裾花川	左岸 長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 右岸 長野市大字平柴（善光寺用水取水口）から 左岸 長野市青木島町青木島字狐島 右岸 長野市差出南三丁目（犀川合流点）まで																																		
位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)																																
長野市大字中御所岡田 105	0.50	1.10	2.00	2.60																																

No.	新	旧	備考欄												
	<p style="text-align: center;">〈洪水予報の伝達系統図〉</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ——— は、長野地方気象台から気象庁の気象情報伝送処理システム等を経由しての伝達を示す。 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。 ——— は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。 は、その他により伝達を示す。</p>	<p style="text-align: center;">〈洪水予報の伝達系統図〉</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。 ——— は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。</p>	<p>水防-19 その他</p>												
<p>水-11</p>	<p>第3節 氾濫危険水位等到達情報</p> <p>水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。</p> <p style="text-align: center;">〈氾濫危険水位到達情報〉</p> <table border="1" data-bbox="296 1365 1365 1512"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫危険水位到達情報</td> <td>対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td><u>避難判断水位到達情報</u></td> <td><u>対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき	<u>避難判断水位到達情報</u>	<u>対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき</u>	<p>第3節 氾濫危険水位等到達情報</p> <p>水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。</p> <p style="text-align: center;">〈氾濫危険水位到達情報〉</p> <table border="1" data-bbox="1484 1365 2552 1512"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫危険水位到達情報</td> <td>対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき	<u>(新設)</u>		<p>水防-20 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>
種 類	発表基準														
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき														
<u>避難判断水位到達情報</u>	<u>対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき</u>														
種 類	発表基準														
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき														
<u>(新設)</u>															

No.	新	旧	備考欄																													
水-12	<p>第4節 水防警報</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="296 378 1365 745"> <caption>〈水防警報の種類〉</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>段階</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水防警報</td> <td>準備</td> <td>雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき</td> <td>水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び消防団(水防団)の幹部の出動</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき</td> <td>消防団員の出動</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき</td> <td>水防活動の終了</td> </tr> <tr> <td>状況</td> <td>出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき</td> <td>水位、雨量等水防活動が必要な状況</td> </tr> </tbody> </table>	種類	段階	発表基準	内容	水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び消防団(水防団)の幹部の出動	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき	消防団員の出動	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき	水防活動の終了	状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき	水位、雨量等水防活動が必要な状況	<p>第4節 水防警報</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1484 378 2552 724"> <caption>〈水防警報の種類〉</caption> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>段階</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水防警報</td> <td>準備</td> <td>雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき</td> </tr> <tr> <td>状況</td> <td>出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	段階	発表基準	水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき	状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき	水防-21 その他
種類	段階	発表基準	内容																													
水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び消防団(水防団)の幹部の出動																													
	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき	消防団員の出動																													
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき	水防活動の終了																													
	状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき	水位、雨量等水防活動が必要な状況																													
種類	段階	発表基準																														
水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき																														
	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき																														
	状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき																														
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき																														
	<p>1 国土交通大臣が水防警報を行う河川</p> <p>国土交通大臣が指定した河川における水防警報の発表は、千曲川河川事務所長が行う。水防警報を行う河川は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>〈水防警報の段階と範囲〉(削除)</p>	<p>1 国土交通大臣が水防警報を行う河川</p> <p>国土交通大臣が指定した河川における水防警報の発表は、千曲川河川事務所長が行う。水防警報を行う河川及び水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1424 924 2582 1239"> <caption>〈水防警報の段階と範囲〉</caption> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>内容</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団(消防団)の幹部の出動</td> <td>水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれのあるとき</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防団員(消防団員)の出動</td> <td>氾濫注意水位以上に上昇するおそれのあるときで、氾濫注意水位に達すると予想される時</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の終了</td> <td>氾濫注意水位以下に下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> </tr> <tr> <td>状況</td> <td>水位、雨量等水防活動に必要な状況</td> <td>水防活動に必要なとき</td> </tr> </tbody> </table>	段階	内容	範囲	準備	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団(消防団)の幹部の出動	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれのあるとき	出動	水防団員(消防団員)の出動	氾濫注意水位以上に上昇するおそれのあるときで、氾濫注意水位に達すると予想される時	解除	水防活動の終了	氾濫注意水位以下に下がり水防作業の必要がなくなったとき	状況	水位、雨量等水防活動に必要な状況	水防活動に必要なとき	その他														
段階	内容	範囲																														
準備	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団(消防団)の幹部の出動	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれのあるとき																														
出動	水防団員(消防団員)の出動	氾濫注意水位以上に上昇するおそれのあるときで、氾濫注意水位に達すると予想される時																														
解除	水防活動の終了	氾濫注意水位以下に下がり水防作業の必要がなくなったとき																														
状況	水位、雨量等水防活動に必要な状況	水防活動に必要なとき																														
	<p>2 県知事が水防警報を行う河川</p> <p>県知事が指定した水防警報を行う河川は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>〈水防警報の段階と範囲〉(削除)</p>	<p>2 県知事が水防警報を行う河川</p> <p>県知事が指定した水防警報を行う河川、水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1484 1386 2552 1848"> <caption>〈水防警報の段階と範囲〉</caption> <tbody> <tr> <td>水防警報発令の基準</td> <td colspan="3">対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときとする。このほか、必要に応じて水防警報を発令することがある。</td> </tr> <tr> <td>水防警報解除の基準</td> <td colspan="3">水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。</td> </tr> <tr> <td>水防警報の発令段階</td> <td>第1段階</td> <td>準備</td> <td>水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団(消防団)の幹部の出動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2段階</td> <td>出動</td> <td>水防団員及び消防団員の出動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3段階</td> <td>解除</td> <td>水防活動の終了</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>状況</td> <td>水位、雨量等水防活動が必要な状況</td> </tr> </tbody> </table>	水防警報発令の基準	対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときとする。このほか、必要に応じて水防警報を発令することがある。			水防警報解除の基準	水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。			水防警報の発令段階	第1段階	準備	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団(消防団)の幹部の出動		第2段階	出動	水防団員及び消防団員の出動		第3段階	解除	水防活動の終了		その他	状況	水位、雨量等水防活動が必要な状況	その他					
水防警報発令の基準	対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときとする。このほか、必要に応じて水防警報を発令することがある。																															
水防警報解除の基準	水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。																															
水防警報の発令段階	第1段階	準備	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団(消防団)の幹部の出動																													
	第2段階	出動	水防団員及び消防団員の出動																													
	第3段階	解除	水防活動の終了																													
	その他	状況	水位、雨量等水防活動が必要な状況																													

長野市水防計画 新旧対照表

No.	新	旧	備考欄
	<p style="text-align: center;">〈水防警報の伝達系統図〉</p> <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、県水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ——— は、電子メール、電話などによる伝達を示す。</p>	<p style="text-align: center;">〈水防警報の伝達系統図〉</p> <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、県水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ——— は、電子メール、電話などによる伝達を示す。</p>	<p>水防-23 その他</p>

No.	新	旧	備考欄
水-13	<p>第8節 水位及び雨量の通報系統図</p> <p>水位及び雨量の通報は、次に示す系統に従って行う。</p> <p>(注) ——— は、オンライン又は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。 ——— はファクシミリによる伝達を示す。 ——— は長野県水防情報システムを示す。 - - - - - は統一河川情報システムを示す。 は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。</p>	<p>第8節 水位及び雨量の通報系統図</p> <p>水位及び雨量の通報は、次に示す系統に従って行う。</p> <p>河川巡視・警戒 水防活動</p>	<p>水防-25 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>
水-14	<p>第11節 異常現象発見時の措置</p> <p>第2 報告の方法</p> <p>無線機、メール、FAX、最寄りの電話機等により報告する。 また、報告の際は、おおむね次の内容について具体的に報告する。</p>	<p>第11節 異常現象発見時の措置</p> <p>第2 報告の方法</p> <p>無線機又は最寄りの電話機から119番通報により報告する。 また、報告の際は、おおむね次の内容について具体的に報告する。</p>	<p>水防-27 その他</p>
水-15	<p>第5章 水防活動</p> <p>第1節 実施責任者</p> <p>(略)</p> <p>なお、災害に係る情報の収集については、総務部本部班と連携し、災害の拡大防止及び現状復旧については、建設部河川班長・維持班長・道路班長、農林部農地整備班長、地域・市民生活部支所班及び関連機関等と連携して実施する。</p>	<p>第5章 水防活動</p> <p>第1節 実施責任者</p> <p>(略)</p> <p>なお、災害に係る情報の収集については、総務部本部班と連携し、災害の拡大防止及び現状復旧については、建設部河川班長・維持班長・道路班長、農林部農業土木班長、地域・市民生活部支所班及び関連機関等と連携して実施する。</p>	<p>水防-28 その他</p>

長野市水防計画 新旧対照表

令和5年2月
水防計画

No.	新	旧	備考欄
水-16	<p>第2節 災害に係る情報の収集・整理及び対策検討</p> <p>建設部河川班長、消防部警防班長、総務部総務班長は相互に緊密な連絡を取り合い、洪水又は土砂災害の発生状況の把握に努めるとともに、情報の確保に努め、これを整理する。 (略)</p>	<p>第2節 災害に係る情報の収集・整理及び対策検討</p> <p>建設部河川班長、消防部警防班長、総務部庶務班長は相互に緊密な連絡を取り合い、洪水又は土砂災害の発生状況の把握に努めるとともに、情報の確保に努め、これを整理する。 (略)</p>	水防-28 その他
水-17	<p>第3節 水防活動</p> <p>第1 河川、雨水調整池、ため池等の巡視・点検</p> <p>建設部河川班長、建設部維持班長、農林部農地整備班長、消防部警防班長は、随時連携して、河川、雨水調整池、ため池の水位、水勢を巡視し、堤防に洗堀、はらみ出し等の異常がないか点検する。 また、道路、橋りょう及び砂防・治山施設については、建設部河川班長、建設部道路班長、建設部維持班長、農林部農地整備班長、農林部森林いのしか対策班長が連携し、斜面・のり面、河川・溪流等を巡視し、施設の異常及び被災危険性を点検する。 巡視・点検は、消防団（水防団）との連携のもとに実施する。 上記の巡視点検中に施設の異常又は異常現象（災害を含む）を発見したものは、第4章 第11節「異常現象発見時の措置」に準じ、これを通告又は通報する。また、その内容に基づき、関係担当班長は、水防対策活動の検討を行う。</p>	<p>第3節 水防活動</p> <p>第1 河川、雨水調整池、ため池等の巡視・点検</p> <p>建設部河川班長、建設部維持班長、農林部の農業土木班長、消防部警防班長は、随時連携して、河川、雨水調整池、ため池の水位、水勢を巡視し、堤防に洗堀、はらみ出し等の異常がないか点検する。 また、道路、橋りょう及び砂防・治山施設については、建設部河川班長、建設部道路班長、建設部維持班長、農林部農業土木班長、農林部森林整備班長が連携し、斜面・のり面、河川・溪流等を巡視し、施設の異常及び被災危険性を点検する。 巡視・点検は、水防団（消防団）との連携のもとに実施する。 上記の巡視点検中に施設の異常又は異常現象（災害を含む）を発見したものは、第4章 第11節「異常現象発見時の措置」に準じ、これを通告又は通報する。また、その内容に基づき、関係担当班長は、水防対策活動の検討を行う。</p>	水防-29 その他
水-18	<p>第2 水防対策活動</p> <p>洪水又は土砂災害が発生したときは、災害の拡大を防ぎ、現状復旧を図る目的で水防対策活動を行う。 洪水対策は、建設部河川班長、建設部維持班長、消防部警防班長が連携して、関係班長及び消防団（水防団）と水防対策活動を実施し、災害防止、又は災害の軽減に努める。 土砂災害対策は、建設部河川班長、建設部維持班長、建設部道路班長、消防部警防班長、農林部農地整備班長、農林部森林いのしか対策班長が連携して、適切な工法をもって、災害防止、災害の軽減又は応急復旧に努める。</p>	<p>第2 水防対策活動</p> <p>洪水又は土砂災害が発生したときは、災害の拡大を防ぎ、現状復旧を図る目的で水防対策活動を行う。 洪水対策は、建設部河川班長、建設部維持班長、消防部警防班長が連携して、関係班長及び水防団（消防団）と水防対策活動を実施し、災害防止、又は災害の軽減に努める。 土砂災害対策は、建設部河川班長、建設部維持班長、建設部道路班長、消防部警防班長、農林部農業土木班長、農林部森林整備班長が連携して、適切な工法をもって、災害防止、災害の軽減又は応急復旧に努める。</p>	水防-29 その他
水-19	<p>第3 情報のとりまとめ・報告</p> <p>1 決壊通報 堤防等が決壊した場合は、水防管理者（市長）及び消防団（水防団）長は、この状況を千曲川河川事務所、長野建設事務所、警察署及び隣接の水防管理団体に通報する。</p> <p>2 被害情報の取りまとめ・報告 市各部、防災関係機関は、収集した情報、調査結果、応急対策実施状況等を取りまとめ、総務部総務班へ報告する。 また、総務部総務班は市全体のとりまとめを行い、本部長へ報告するとともに、長野建設事務所を通じて県水防本部（建設部河川課）又は千曲川河川事務所に通報する。</p>	<p>第3 情報のとりまとめ・報告</p> <p>1 決壊通報 堤防等が決壊した場合は、水防管理者（市長）及び水防団（消防団）長は、この状況を千曲川河川事務所、長野建設事務所、警察署及び隣接の水防管理団体に通報する。</p> <p>2 被害情報の取りまとめ・報告 市各部、防災関係機関は、収集した情報、調査結果、応急対策実施状況等を取りまとめ、総務部総務班へ報告する。 また、総務部総務班は市全体のとりまとめを行い、本部長へ報告するとともに、長野建設事務所を通じて県水防本部（建設部河川課）又は千曲川河川事務所に通報する。</p>	水防-29 その他
水-20	<p>第4 水門・排水ポンプ場（排水機場）の操作及び巡視</p> <p>洪水対策としての水門・排水ポンプ場（排水機場）の操作にあたっては、各々の管理規定に基づき効率的に実施するものとするが、千曲川・犀川等の水位を考慮し、関係機関と協議して、河川の溢水、堤防決壊等の大災害を招かぬよう十分考慮する。 建設部河川班、農林部農地整備班は排水ポンプ場（排水機場）等の巡視を行い、状況等を確認する。</p>	<p>第4 水門・排水ポンプ場（排水機場）の操作及び巡視</p> <p>洪水対策としての水門・排水ポンプ場（排水機場）の操作にあたっては、各々の管理規定に基づき効率的に実施するものとするが、千曲川・犀川等の水位を考慮し、関係機関と協議して、河川の溢水、堤防決壊等の大災害を招かぬよう十分考慮する。 建設部河川班、農林部農業土木班は排水ポンプ場（排水機場）等の巡視を行い、状況等を確認する。</p>	水防-29 その他

長野市水防計画 新旧対照表

No.	新	旧	備考欄
水-21	<p>第6 公用負担</p> <p>水防対策活動上必要があるときは、水防管理者（市長）及び消防団（水防団）長又は消防機関の長（消防長）は、次の権限を行使することができる、ただし、公用負担の権限を行使することによって、損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償する。（根拠法令:水防法第28条）</p>	<p>第6 公用負担</p> <p>水防対策活動上必要があるときは、水防管理者（市長）及び水防団（消防団）長又は消防機関の長（消防長）は、次の権限を行使することができる、ただし、公用負担の権限を行使することによって、損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償する。（根拠法令:水防法第28条）</p>	水防-30 その他
水-22	<p>第7 安全の配慮</p> <p>水防活動は、消防団員（水防団員）自身の安全確保に留意して実施するものとし、おおむね次の事項に配慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈安全配慮事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水防活動時にはライフジャケットを着用する。 ○水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。 ○水防活動時は、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。 ○指揮者は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。 ○水防活動は原則として複数人で行う。 ○水防活動を行う範囲に応じて、監視員を適宜配置する。 ○指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。 ○指揮者は、活動中の不足の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。 ○指揮者は消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。 ○出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。 </div>	<p>第7 安全の配慮</p> <p>水防活動は、水防団員（消防団員）自身の安全確保に留意して実施するものとし、おおむね次の事項に配慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〈安全配慮事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水防活動時にはライフジャケットを着用する。 ○水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。 ○水防活動時は、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。 ○指揮者は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。 ○水防活動は原則として複数人で行う。 ○水防活動を行う範囲に応じて、監視員を適宜配置する。 ○指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。 ○指揮者は、活動中の不足の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。 ○指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。 ○出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。 </div>	水防-30 その他
水-23	<p>第4節 決壊等の通報</p> <p>堤防等が決壊した場合は、水防管理者（市長）及び消防団（水防団）長は、この状況を千曲川河川事務所、長野建設事務所、警察署及び隣接の水防管理団体に通報する。</p>	<p>第4節 決壊等の通報</p> <p>堤防等が決壊した場合は、水防管理者（市長）及び水防団（消防団）長は、この状況を千曲川河川事務所、長野建設事務所、警察署及び隣接の水防管理団体に通報する。</p>	水防-30 その他
水-24	<p>第6節 水防配備の解除</p> <p>水防配備の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者（市長）が水防解除の指令をしたときとする。 消防団（水防団）員は、上記の水防配備の解除があるまでは、自らの判断により、当該部所を離れてはならない。 消防団長は、水防配備の解除後、水防作業に従事した人員、使用資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防管理者（市長）に報告する。</p>	<p>第6節 水防配備の解除</p> <p>水防配備の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者（市長）が水防解除の指令をしたときとする。 水防団（消防団）員は、上記の水防配備の解除があるまでは、自らの判断により、当該部所を離れてはならない。 水防団長は、水防配備の解除後、水防作業に従事した人員、使用資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防管理者（市長）に報告する。</p>	水防-31 その他

長野市水防計画 新旧対照表

令和5年2月
水防計画

No.	新	旧	備考欄
水-25	第6章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	第6章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	水防-33 その他
	第1節 洪水対応	第1節 洪水対応	
	洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに次の措置を講じる。 (略) (5) 大規模工事等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 なお、これらの措置の内容は、 長野市 地域防災計画（風水害対策編）に示す。	洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに次の措置を講じる。 (略) (5) 大規模工事等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 なお、これらの措置の内容は、地域防災計画（風水対策編）に示す。	